

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町小中一貫教育推進計画（令和4年4月策定）に基づき、施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた研究を推進するため、二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について研究するものとする。

- (1) 施設一体型小中一貫教育校における教育の内容に関すること。
- (2) 施設一体型小中一貫教育校の方向性と学校形態に関すること。
- (3) 施設一体型小中一貫教育校の設置時期や場所、規模等に関すること。
- (4) 施設一体型小中一貫教育校又は義務教育学校の先進事例に関すること。
- (5) その他小中一貫教育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、会員25人以内をもって組織する。

2 会員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 学校運営協議会代表 各校2人（保護者1人及び地域関係者1人）
- (2) 小学校長
- (3) 中学校長
- (4) 有識者 2人
- (5) 教育委員
- (6) 教育長
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 研究会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。